

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 ふじみ野朝霞線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
富士見市大字水子字東台四五 一〇番三地先から同市大字水子 字薬師下四一七五番二地先まで	岡ノ坂三〇八七番六地先まで	富士見市東みずほ台一丁目一 番一四地先から同市大字水子字	区 間
一六・〇〇〃 三四・二三	六・八一〃 一九・八九	敷地の幅員 (メートル)	
七三四・五八	一、二〇九・五八	延長 (メートル)	
ふじみ野朝霞線新設工事による			備 考